

デジタル時代におけるコンテンツ振興 のための総合的な方策について (概要)

知的財産戦略本部 コンテンツ・日本ブランド専門調査会

コンテンツ企画ワーキンググループ

2008年2月1日

コンテンツ分野の現状と課題

1. コンテンツを取り巻く環境の急激な変化に素早く対応する。

- 既存メディアが停滞し、ユーザーはネットサービスへ傾斜。世界中が新しいビジネスモデルを模索する中、諸外国では新たな動きが急速に展開。
- 日本はコンテンツ大国の実現を目指し、逐次制度改正や業界慣行の改善を実施。コンテンツ市場は毎年拡大。
- ブロードバンド化の進展により今後は動画のネット配信が成長。更なる市場拡大を目指し、世界に先駆けた新しいビジネスモデルを追求。

2. コンテンツ産業が持つ強みを最大限発揮する。

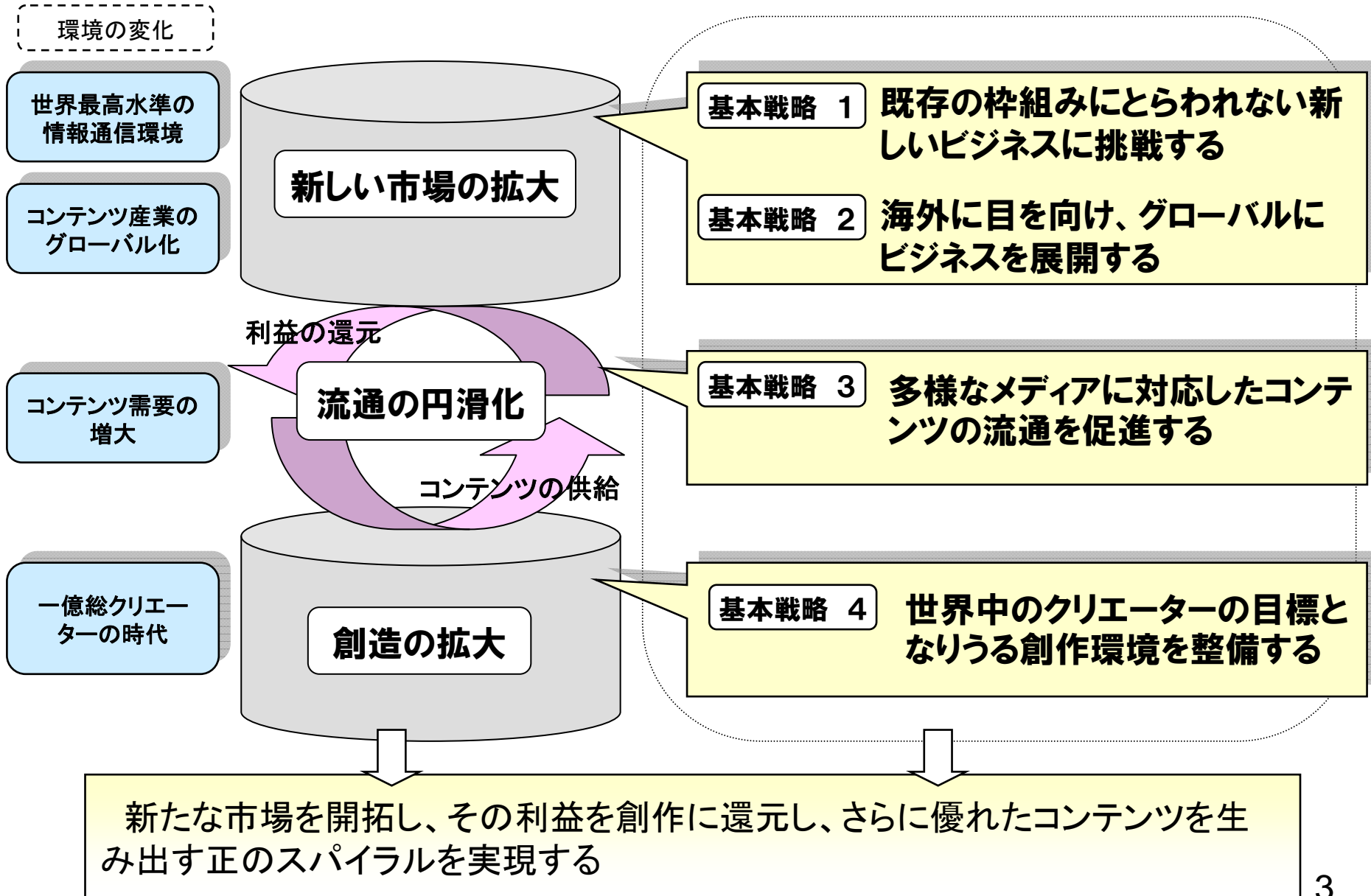
- コンテンツ産業のGDP比は米国が5.5%であるのに対し、日本は2.2%。
- 日本のコンテンツ産業が持つ強み(幅広い分野での高い創造力、世界最高水準の情報通信環境、ものづくりの高い技術力)を活かせば十分伸びる余地がある。

3. グローバルにビジネスを展開する。

- 国内市場の伸びには限界があり、国際市場に成長の可能性を求めるべき。
- JAPAN国際コンテンツ・フェスティバルなどをいかし日本のコンテンツを世界に発信。

基本理念

コンテンツ・フロンティア(市場・創造)の開拓



基本戦略と具体的取組

基本戦略1 既存の枠組みにとらわれない新しいビジネスに挑戦する

- コンテンツ共有サービスの適法化の推進
- 通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへの対応
- コンテンツ市場の拡大に向けた新たなビジネスモデルの追求と知財制度の見直し

基本戦略2 海外に目を向け、グローバルにビジネスを展開する

- 英語の使用など海外を意識した見本市や映画祭の実施
- 海外展開を支える情報の収集とビジネス手法の確立
- 官民挙げた海賊版対策の推進

基本戦略3 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する

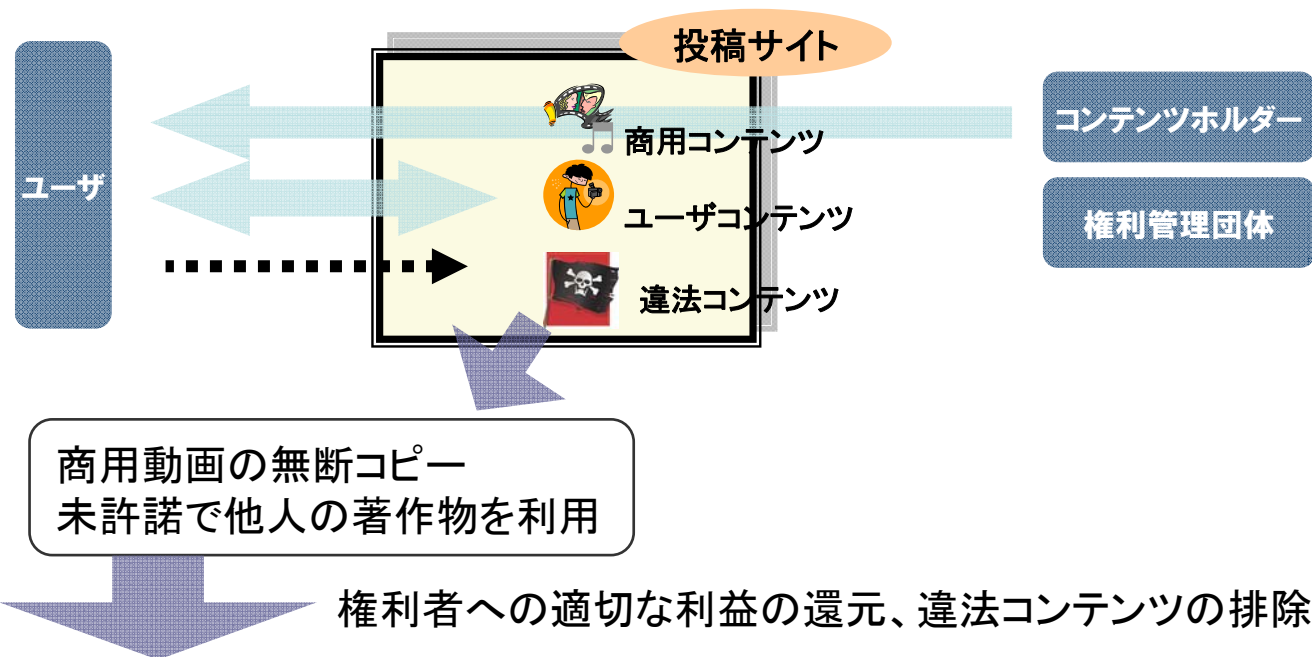
- 透明な市場の確立と取引機会の拡大
- コンテンツの二次利用を促進する法制度等の整備
- 図書館のデジタル化の推進

基本戦略4 世界中のクリエイターの目標となりうる創作環境を整備する

- 一億総クリエイター時代に対応した創作活動の支援
- 日本の科学技術力をいかしたコンテンツ創造の充実
- 海外からの人材受入の促進

コンテンツ共有サービスの適法化の推進

個人の創作物や多種多様なコンテンツを閲覧できるサービスとして利用者が急増
宣伝や視聴者獲得のための新たな手段として商業的な利用が増加



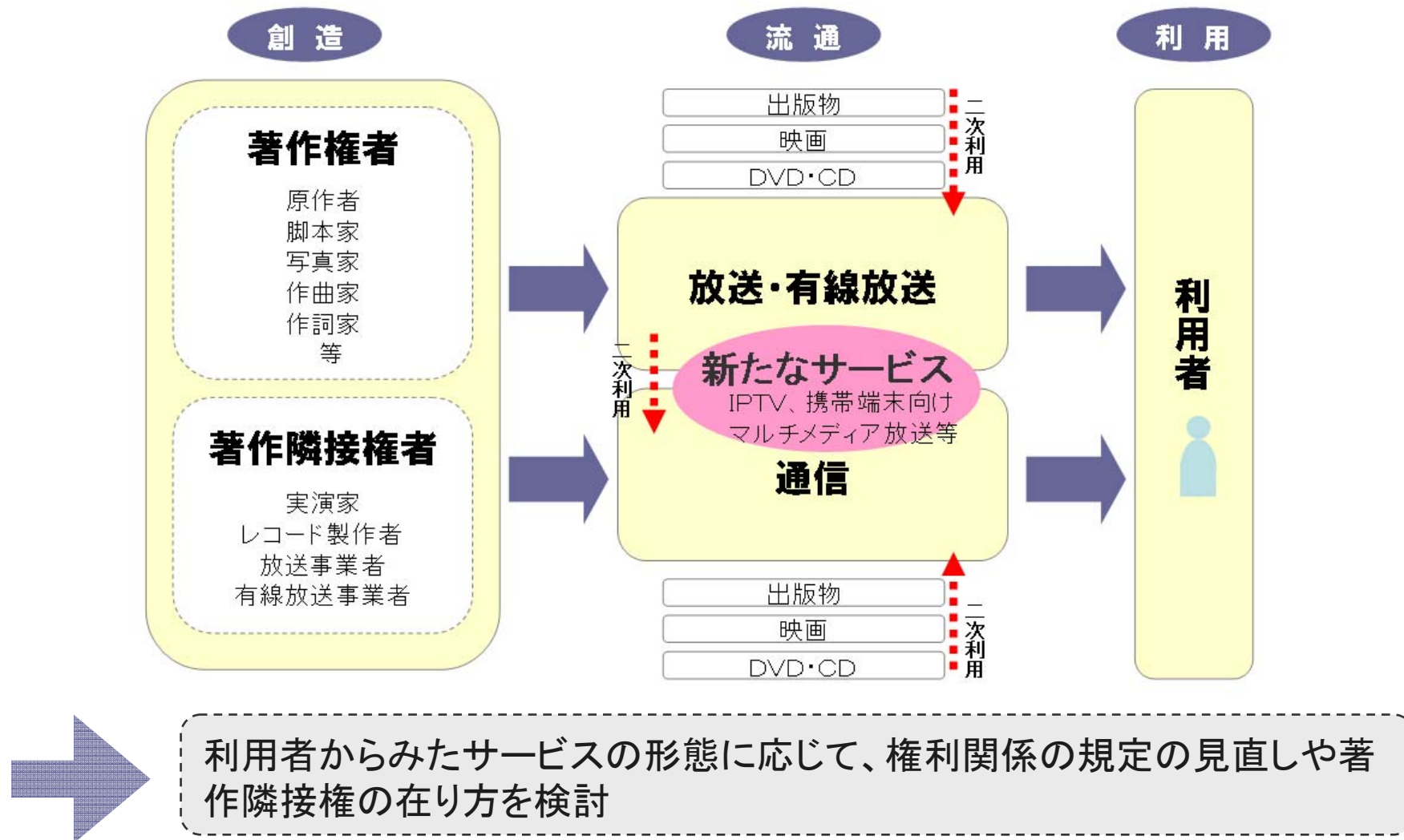
サービス事業者と権利者との包括的な契約を促進

サービス事業者が提供する技術的手段によるフィルタリングを活用し、違法コンテンツの排除と適法利用のための許諾の効率化への取組を促進

サービス事業者の法的責任の明確化を検討

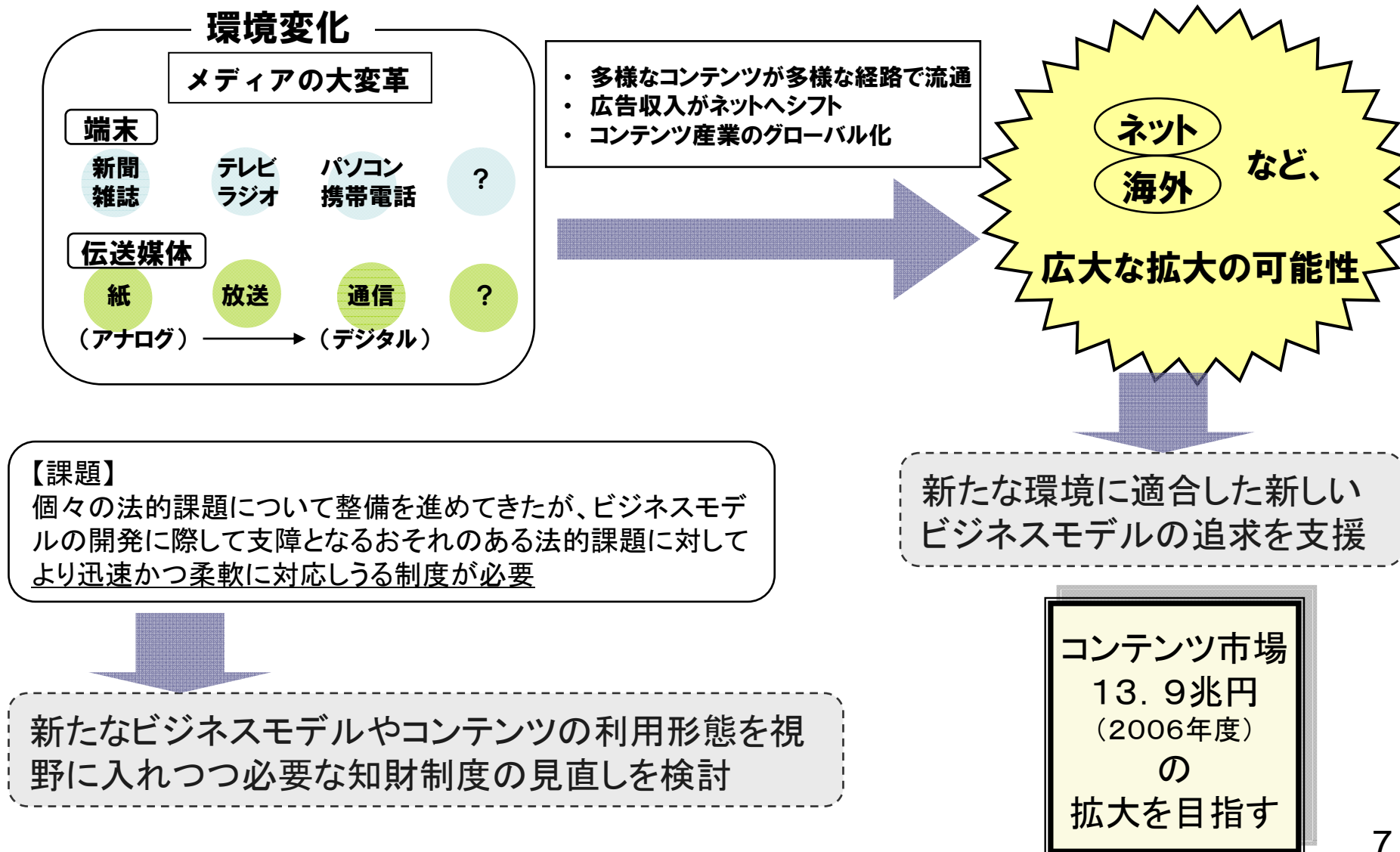
通信と放送の垣根を越えた新しいサービスへの対応

技術革新等により、通信と放送の垣根を越えた新たなサービス展開が本格化



基本戦略1

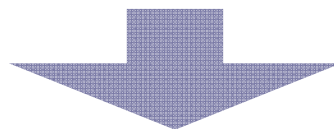
コンテンツ市場の拡大に向けた新たなビジネスモデルの追求と 知財制度の見直し



基本戦略2

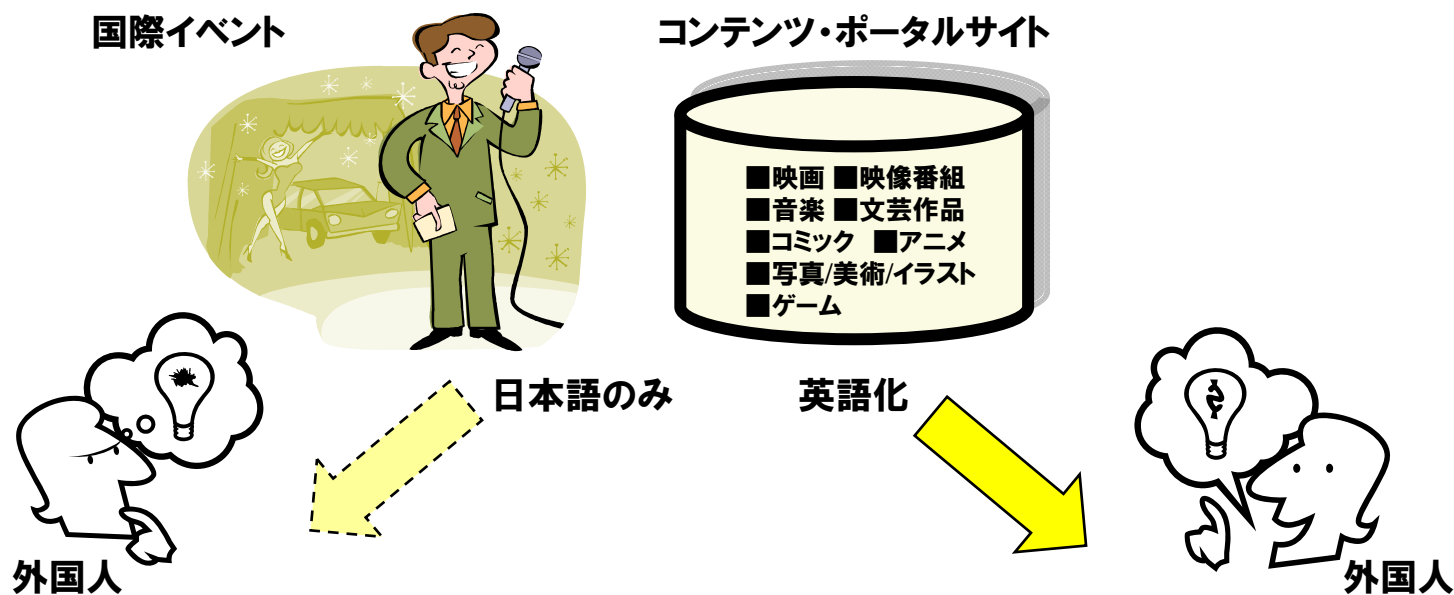
英語の使用など海外を意識した見本市や映画祭の実施

コンテンツの海外販売には、表現内容を英語化するなど現地の人間が理解できるように多言語化することが重要



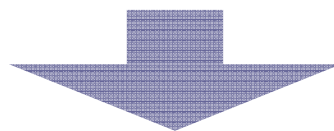
見本市や映画祭などの国際イベントにおいては、イベント進行や広報パンフレットについて英語使用を推進

コンテンツ・ポータルサイトにおいても英語を始めとする多言語化を推進



海外展開を支える情報の収集とビジネス手法の確立

海外展開を進める上では、現状を把握するための輸出入等の統計情報や海外の法制度、ビジネス慣行などの諸情報が必要。またそれを効果的に活用することも重要



① 業界団体ごとに輸出入等の統計情報を整備、公開することを促進

② 日本貿易振興機構、国際交流基金、国際観光振興機構など海外と交流事業を行う機関が海外の法制度やビジネス慣行等海外展開に必要な情報について効果的に収集、提供することを促進

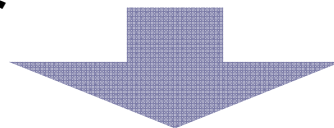
③ 海外展開を前提とした権利処理の促進や、契約ルールなどを確立、国際実務に精通した専門家を活用しつつライセンスビジネスを強化

【参考】各種海外交流事業団体の海外調査の例

	外務省 (在外公館)	国際交流基金	日本貿易振興機構 (JETRO)	国際観光振興機構 (JNTO)
報告書等	『海外における対日世論調査』 ※米国は毎年、それ以外の地域は必要に応じて調査	『国際文化交流の評価手法開発研究中間報告書』(韓国関係) ※2006年に単発で調査	北米、欧州、香港、上海などの『コンテンツ市場の実態』に係る各種報告書 ※2006年に単発で調査	『JNTO訪日旅行誘致ハンドブック』等 ※定期的に調査
調査目的	外交政策へ反映	国際文化交流に関する研究調査方法の確立	中小企業の輸出支援	訪日観光客の誘致

官民挙げた海賊版対策の推進

海外において海賊版として出回っている我が国のコンテンツを正規のビジネスに転換する取組が必要



模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期実現

在外公館における海賊版対策の強化

CJマーク(コンテンツ海外流通マーク)の普及の促進

模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期実現



海賊版撲滅に向けた国家間の協働

在外公館における海賊版対策の強化



在外公館における相談機能の強化

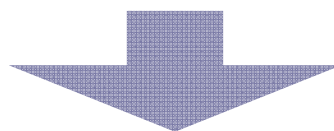
CJマークの普及



商標登録国の拡大、CJマークの周知など民間の自助努力

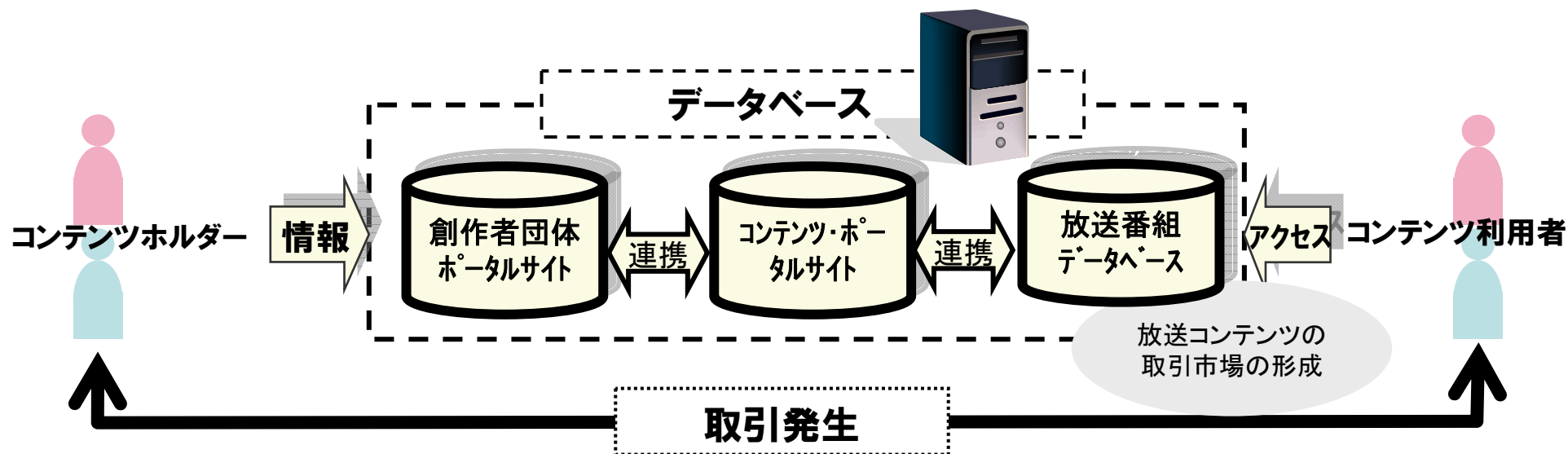
透明な市場の確立と取引機会の拡大

新たなサービスの出現に伴いコンテンツの需要が増大しており、取引に必要な情報を公開し、誰もが参加できる透明な市場を確立することが必要



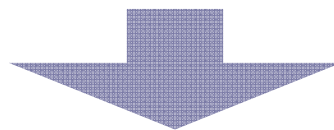
コンテンツ・ポータルサイト等の各データベースの充実と連携強化を支援

映像コンテンツの中核を占める放送コンテンツの取引市場を形成し、二次利用を促進



コンテンツの二次利用を促進する法制度等の整備

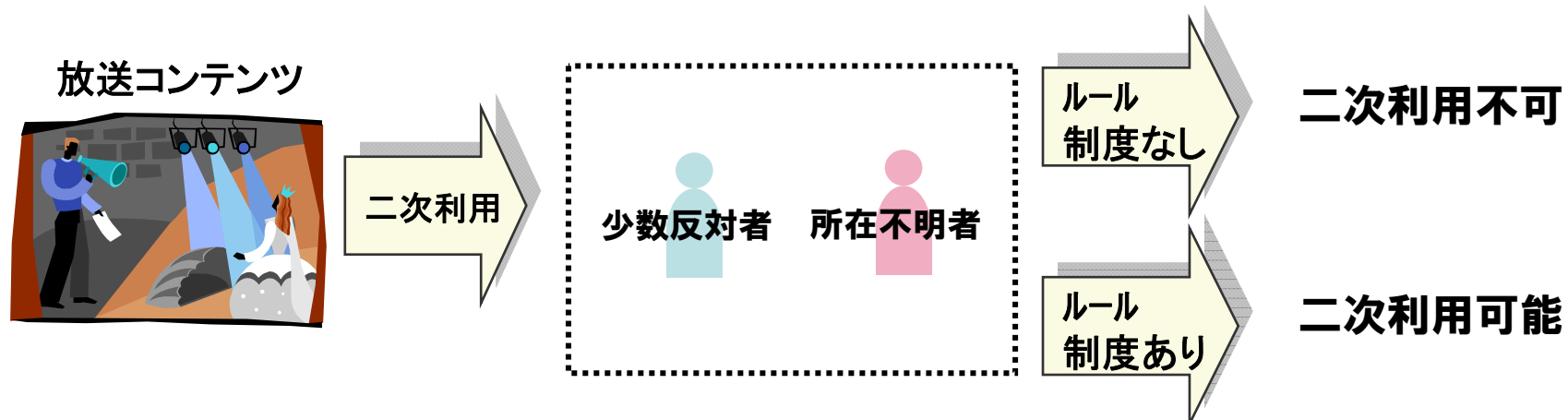
二次利用を円滑に行うための制度的手当やルールづくりが必要



所在不明の権利者がいる場合について、関係者の自主ルールにより二次利用を可能とする取組を支援、また、著作隣接権の裁定制度を設けることを検討

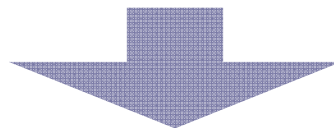
多数の権利者が関わるコンテンツについて、少数反対者がいる場合の権利行使の在り方を検討

放送コンテンツの二次利用に関する契約ルールの周知徹底を支援



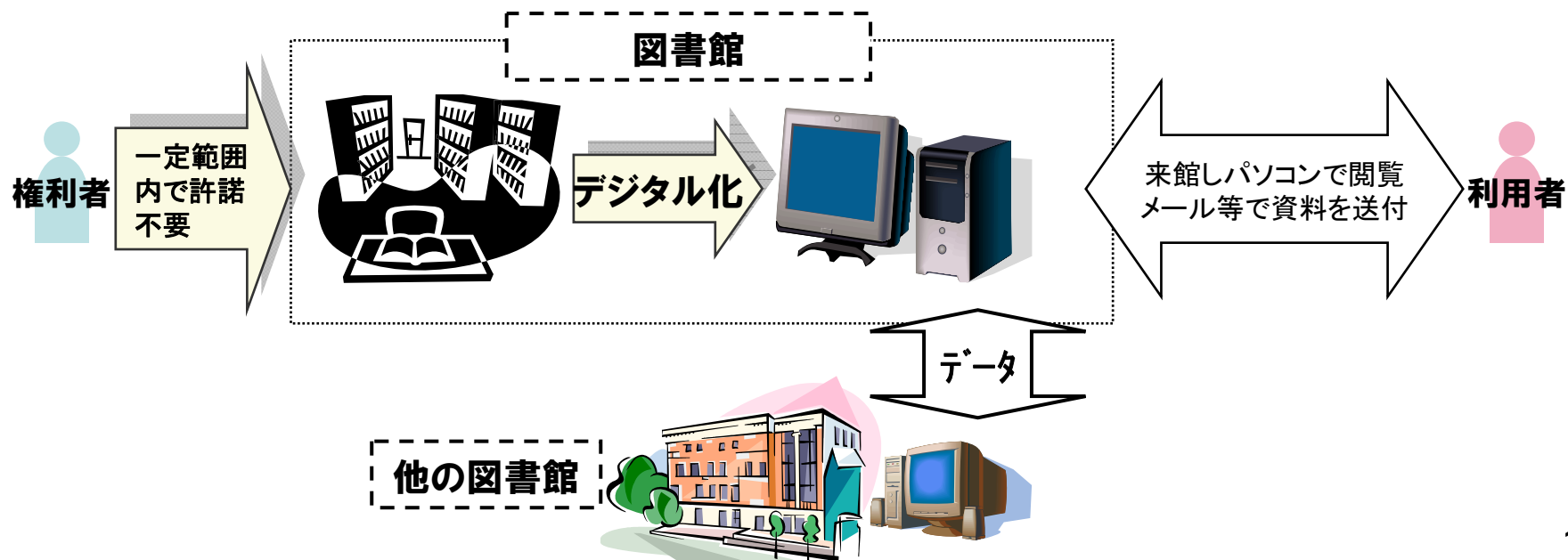
図書館のデジタル化の推進

国民の知的資産である国立国会図書館の880万冊の蔵書をデジタル技術やネット等の情報通信環境を用いて国民の利用に資することが重要



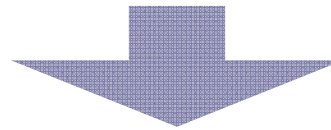
一定の範囲内で図書館が権利者の許諾なしに蔵書をデジタル化することを検討

一定の範囲内で図書館間でのデータのやり取りや利用者への資料提供の在り方について見直しを検討



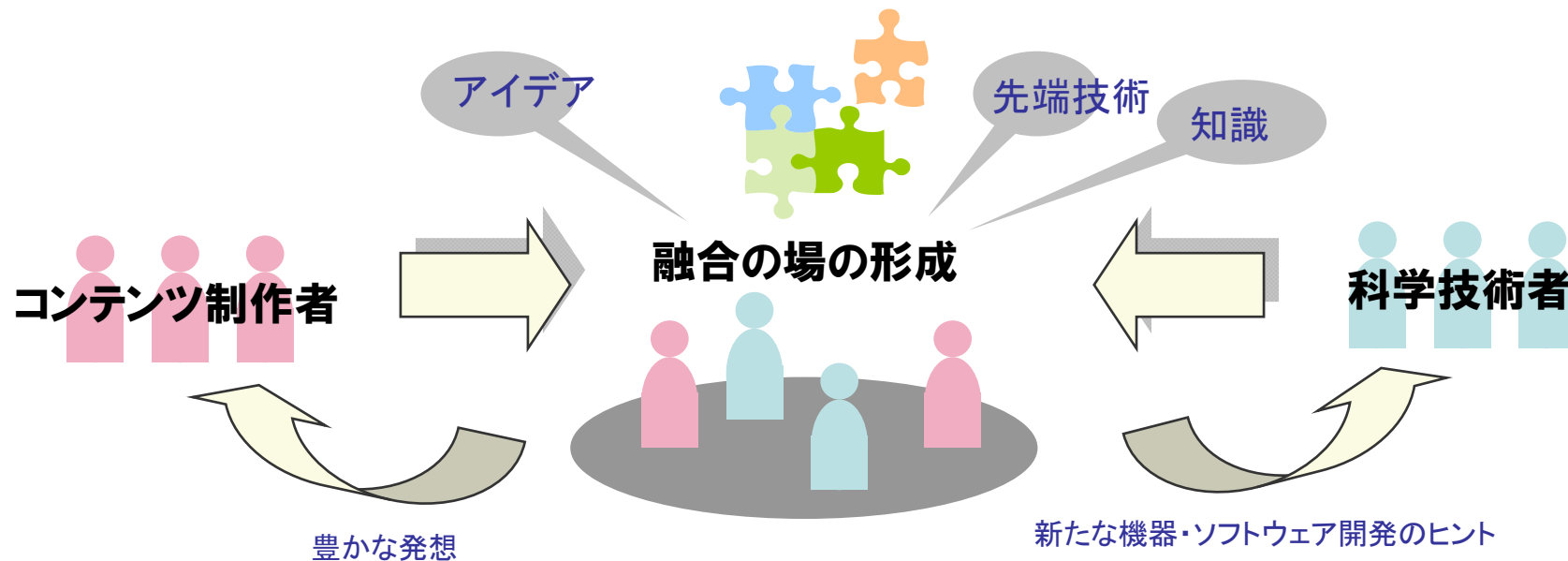
日本の科学技術力をいかしたコンテンツ創造の充実

我が国が有する優れた科学技術をコンテンツ制作に活かして行くことが
コンテンツの質の向上を図るうえで効果があると期待



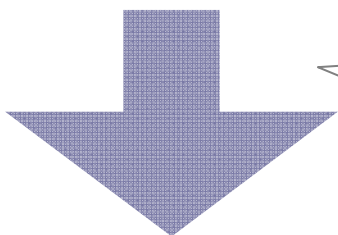
クリエイターと科学技術者が知識やアイデアを交換できる場を構築

コンテンツ制作に役立つ機器やソフトウェアの技術開発を促進



海外からの人材受入の促進

各種学校としての認可を受けていない民間教育機関(日本語教育機関を除く)で学ぼうとする外国人学生には「就学」という形で在留資格が与えられていない



ファッションの分野においては、民間教育機関から具体的な要望があったことを受け、設備および編成に関して各種学校に準ずる教育機関として一定の要件を満たす民間教育機関で学ぼうとする外国人学生については、「就学」の在留資格が与えられるよう関係省庁間で検討中。

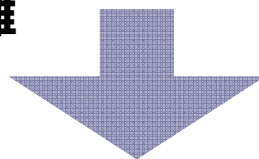
コンテンツの分野においても具体的なニーズを踏まえ、民間教育機関で学ぼうとする外国人学生に在留資格を与える方策について検討



基本戦略4

一億総クリエイター時代に対応した創作活動の支援

動画投稿サイト等の登場により、誰もがコンテンツを創作・発表できる一億総クリエイターの時代が到来しているが、権利処理等の負担が大きく適法な公表が事実上困難



コンテンツを公表する場を提供するサービス事業者が権利者との間であらかじめ包括的な契約を行うなどの自主的な取組を支援

意思表示システムの改善普及・民間における活動の促進

